

改正後

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について 211)

所在地 名 称 代氏 表 者 名		第 号
		平成 年 月 日
	殿	

日本橋 税務署長
財務事務官

ⓐ

適格外国仲介業者の承認申請の却下通知書（却下）

貴社から平成 年 月 日付でされた租税特別措置法第5条の2及び同法第67条の17に規定する適格外国仲介業者の承認申請については、次の理由により却下しましたが通知します。

(理由)

申請書類に不備又は不実の記載があること

国税の滞納があり、かつ、その滞納税額の徴収が著しく困難であること

振替国債及び分離振替国債に関する帳簿の備付け、記録若しくは保存を行うことが困難と認められること

その他 ()

この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して2月以内に日本橋 税務署長に対して異議申立てをすることができます。

(規格 A 4)

15. XX 改正

改正前

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について 206)

所在地 名 称 代氏 表 者 名		第 号
		平成 年 月 日
	殿	

日本橋 税務署長
財務事務官

ⓐ

適格外国仲介業者の承認申請の却下通知書（却下）

貴社から平成 年 月 日付でされた租税特別措置法第5条の2に規定する適格外国仲介業者の承認申請については、次の理由により却下しましたから通知します。

(理由)

申請書類に不備又は不実の記載があること

国税の滞納があり、かつ、その滞納税額の徴収が著しく困難であること

一括登録国債に関する帳簿の備付け、記録若しくは保存を行うことが困難と認められること

その他 ()

この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して2月以内に、日本橋税務署長に対して異議申立てをすることができます。

(規格 A 4)

13-07